

手話通訳者等利用費用助成に関する規程

制 定 2017（平成29）年12月23日
2017年度第4回理事会

（目的）

第1条 この規程は、「内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づく「合理的配慮」の提供に関し、手話通訳者等利用費用の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 助成を受ける対象者は、本会の春季大会および秋季大会（以下「大会」という。）において手話通訳者又は要約筆記者を利用する大会参加者本人（以下「利用者」という。）又はその代理人とする。

（助成対象経費）

第3条 利用者が手話通訳者又は要約筆記者を利用した際の経費とする。

附 則 この規程は、平成29年12月23日から施行し、平成30年3月4日から適用する。